

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について

白紙

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

背景

- 現行の基本方針におけるバリアフリー化の目標は令和2年度までの期限となっていることから、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、**学識経験者、高齢者・障害者等団体、事業者団体の方々から専門的・具体的にご意見をいただきました**ながら、新型コロナウイルス感染症による影響等の状況も踏まえ、**次期目標をとりまとめ**。

(第8回検討会: 令和元年11月15日、第9回検討会: 令和2年1月16日、第10回検討会: 令和2年6月17日、第11回検討会: 令和2年11月18日)

次期目標の設定に向けた見直しの視点

- ・現行目標においては、施設等の種別ごとにバリアフリー化の目標を設定し、国、地方公共団体、施設設置管理者等が連携してバリアフリー化に取り組み、一定程度の進捗がみられるが、引き続きバリアフリー化を進める必要がある。
- ・次期目標については、**ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進**していく観点から、**以下の点に留意**。

- 各施設等について**地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進**
(平均利用者数^(※1)が2,000人以上3,000人未満/日であって基本構想に位置付けられた旅客施設等に関する目標を追加)
- **聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリーの進捗状況の見える化**
(旅客施設のバリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声)による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)を明確に位置付け)
- **マスタープラン・基本構想の作成による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進**
- **移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる「心のバリアフリー」^(※2)の推進**

※1: 新型コロナウイルス感染症のような特殊な外的要因により、年度によっては前年度に比べ著しく増減する可能性があることから、適切に補正した結果(例えば、過去3年度における平均値を用いる)も考慮したうえで、取組む

※2: 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)において、「心のバリアフリー」を体现するためのポイントとして、「障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務である」と、「障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。」及び「自分とは異なる案件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。」が挙げられている

目標期間

- ・現行目標期間: 平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)までの10年間
- ・次期目標期間: 社会資本整備重点計画等の計画期間、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等を踏まえ、時代の変化により早く対応するため、**おおむね5年間**^(※3)

※3: 新型コロナウイルス感染症による更なる影響、新技術の開発など予見し難い状況の変化が生じた場合には、次期目標期間内であっても、必要に応じて目標の見直しに努める

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

(赤字下線:現行目標からの追加・変更)

		2019年度末 (現状(速報値))	2025年度末までの目標	
鉄軌道	鉄軌道駅 (※1)	段差の解消 視覚障害者誘導用ブ ロック	○バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加 ○3,000人以上/日の施設及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設を原則100% ○この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ○その他、地域の事情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化 ※高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないよう、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の状況や当該 駅の利用状況等を踏まえ、可能な限りバリアフリー化の複数を進める ※駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保を図れることを確認しつつ、可能な限りプラットフォームと車両乗降 口の段差・隙間の縮小を進める	
		障害者用トイレ(※3)	○約89%	
	鉄軌道車両(※4)	ホームドア・可動式 ホーム柵	○858駅	○駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでの整備を加速化することを旨とし、全体 で3,000番線 ○うち、10万人/日以上/日の駅は800番線
		鉄軌道車両(※4)	75%	○約70% ※令和2年4月に施行された新たなバリアフリー基準(鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2箇所に上とすること等を 義務付け)への適合状況(50%程度と想定)を踏まえて設定 ※新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める
バス	バスターミ ナル(※1)	段差の解消 視覚障害者誘導用ブ ロック	バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加 ○3,000人以上/日の施設及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設を原則100% ○その他、地域の事情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
		案内設備(※2) 障害者用トイレ(※3)	○約76% 84%	
	乗合バス 車両(※4)	ノンストップバス	61%	約80%
		リフト付きバス等 (適用除外車両)	5%	○約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化 ○1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設(指定空港)へのバス路線 を運行する乗合バス車両における適用除外の認定基準を見直すとともに、指定空港へアクセスするバス路線の運行系統の総数 の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする 約2,100台のノンストップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可 能な限りバリアフリー化
貸切バス車両(※4)	1,081台			
タクシー	福祉タクシー車両(※4)	37,064台	○約90,000台 ○各都道府県における総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする	
船舶	旅客船ター ミナル(※1)	段差の解消 視覚障害者誘導用ブ ロック	○バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加 ○2,000人以上/日の施設を原則100%	
		案内設備(※2) 障害者用トイレ(※3)	54% 100%	○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の事情を踏まえて順次バリアフリー化 ○その他、地域の事情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	旅客船(旅客不定期航路事業の用 に供する船舶を含む。)(※4)	48%	○約60% ○2,000人以上/日のターミナルに就航する船舶は、構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化 ○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化	

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。
 ※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。
 ※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等)の運行(運航を含む。)(に関する情報を文字等
により表示するための設備及び音声により提供するための設備、福祉タクシーにあっては、音声による情報提供設備及び文字による
意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる旨を明記。
 ※5 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

(赤字下線:現行目標からの追加・変更)

		2025年度末までの目標	
		2019年度末 (現状(速報値))	
航空	航空旅客ターミナル(※1)	段差の解消	87%
		視覚障害者誘導用ブロック	95%
	航空機(※4)	案内設備(※2)	95%
		障害者用トイレ(※3)	97%
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	99%	
都市公園	園路及び広場	原則100%	
		約70%	63% (※5,※6)
	駐車場	規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約70%	57% (※6)
		その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	48% (※6)
便所	規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約60%	36% (※6)	
	その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	65% (※6)	
路外駐車場	特定路外駐車場	約75%	
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物(※7)のストック	床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物を約67%	61%
		床面積の合計が2,000㎡未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進	
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	※公立小学校等については、文部科学省において目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化を実施する	
		主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等は原則100%	99%
		主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている信号機については原則100%	—
基本構想等	移動等円滑化促進方針の作成	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている道路標示については原則100%	—
		約350自治体(全市町村(約1,740)の約2割)	8自治体(※8)
		約450自治体(2,000人以上/日の鉄軌道駅及びバスターミナルが存在する市町村(約730)の約6割に相当)	304自治体(※9)
	「心のバリアフリー」	移動等円滑化基本構想の作成	—

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 車面等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車面等の運行(運航を含む。))に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、福祉タクシーにあっては、音声による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備の設置等が含まれる旨を明記。

※5 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路約4.450kmが対象。

※6 2019年度末の数値は集計中であるため2018年度末の数値。

※7 公立小学校等(小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校(前期課程に係るものに限る。))で公立のものには除く。

※8 2020年6月末の数値。

※9 2020年3月末の数値。

※10 2020年6月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。

※11 2020年6月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。

※12 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。